真妻わさび振興協議会規約

1. （名称）　　本会は「真妻わさび振興協議会」と称する。
2. （目的）　　本会は真妻わさびを発祥の地として絶やすことなく栽培管理し、地域発展に寄与す

　　　　　ることを目的とする。

1. （所在地）　本会の事務局は和歌山県日高郡印南町川又５６７－１に置く。
2. （会員）　　本会の会員は印南町川又および上洞に住所を有する者をもって組織する。
3. （役員）　　本会に次の役員を置く。
4. 会　長：１名
5. 会　計：１名
6. 監　査：１名
7. （役員の任期）　役員の任期は１年とし、再任は妨げない。
8. （運営）　　協議会の総会は会長が招集し、本会の重要事項について審議する。

議事は出席者の過半数の同意をもって決定する、可否同数のときは会長の決すると

ころによる。

第８条（会計）　　協議会の資金は、町補助金、年会費、その他を以って充てる。年会費は３０００円

とし年度初めに徴収する。

第９条（規約改正）　この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第１０条（設立年月日）　本会の設立年月日は、平成２０年８月７日とする。

附則

1. 本会の役員は次の会員とする。

会　長　　和歌山県日高郡印南町川又１９９　　　　　森本　松太郎

会　計　　和歌山県日高郡印南町川又５６７－１　　　大谷　栄

監　査　　和歌山県日高郡印南町川又２３６－２　　　井原　崇博

1. この規約は平成２６年６月２８日から適用する。